

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年7月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500015号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500012号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年6月8日から同年5月8日に訂正し、平成29年5月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成29年5月8日から同年6月8日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年5月8日から同年6月8日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年5月8日から同年6月8日まで

請求期間からA社に継続して勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成29年6月8日と記録されているので、同資格取得日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する給与明細書、A社が保管する請求者に係る雇用契約書、出勤簿及び賃金台帳並びに同社の回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主が請求者に係る同取得日を平成29年6月8日と届け出ていることが確認できる上、事業主は請求期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年5月8日から同年6月8日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。